

判例研究

被相続人である預金者が死亡し、その共同相続人の一人である被上告人が、被相続人が預金契約を締結していた信用金庫である上告人に対し、預金契約に基づき、被相続人名義の預金口座における取引経過の開示を求め、預金契約の上告審で、共同相続人の一人は、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求め、権利を単独で行使できるとした事例

草野 類

109 判例研究
(預金取引記録開示請求事件、最高裁平成一九年(受)第一九一九号、平成二二年一月二二日第一小法廷判決、上告棄却、民集六三卷一号二二八頁、裁判所時報一四七六号一頁、金融・商事判例一三〇九号六二頁、金融法務事情一八六四号二七頁、金融・商事判例一三一四号三三頁、判例タイムズ二二九〇号一三三頁、判例時報二〇三四号二九頁、家庭裁判月報六一卷五号四一頁)

【事実の概要】

Aは被上告人（原告）Xの父であり、BはXの母である。Aは平成一七年一月九日に、Bは平成一八年五月二八日に、それぞれ死亡した。XはA及びBの共同相続人の一人である。

平成一七年一月九日当時、Aは上告人（被告）であるY信用金庫の祖師谷支店において一口の普通預金口座と一口の定期預金口座を有しており、Bは同支店において一口の普通預金口座と二口の定期預金口座を有していた。

Xは、Y信用金庫に対し、A名義の上記各預金口座につき平成一七年一月八日及び同月九日における取引経過の開示を、B名義の上記各預金口座につき同日から平成一八年二月一五日までの取引経過の開示をそれぞれ求めたが、Yは他の共同相続人全員の同意がないとしてこれに応じなかったため、Xは、Yによる上記預金取引経過の開示を求め、訴訟を提起した。

原々審（一審）である東京地判平成一八年一月一七日（金融・商事判例一三〇九号六七頁）は、「原告Xは、Bの共同相続人の一人として、被相続人である預金者Bの預金口座について、預金先である被告Yに対し、同預金口座の取引経過明細の開示を求めるものであるが、預金者の共同相続人である原告が、被告に対し上記開示を強制することができる」と解すべき法律上の根拠はない（最三判平成一七年五月二〇日金融法務事情一七五一号四三頁）から、原告の請求は失当である」として、原告Xの請求を棄却した。

原審（控訴審）である東京高判平成一九年八月二九日（金融・商事判例一三〇九号六五頁）は、まず、被控訴人であるY信用金庫の預金者が、被控訴人に対し、自己の預金口座の取引経過の開示を請求する権利を有するかという点につき、このような権利を規定している法令はなく、被控訴人の各預金規定にもその旨の定めは存在しないこ

とを認めながらも、①被控訴人と預金者との間の預金契約は、単なる消費寄託契約にとどまらず、各種公共料金や定期的な支払金の自動支払、送金、振替、証券類の受入れ等の委任契約に基づく事務としての性質も併有し、預金者は預金通帳の記載によらなければ個別の取引に従って増減する預金残高を正確に把握することが困難であること、また②取引経過の開示が認められないと、預金者は取引経過を知り得る手段がないことになり、入出金の誤りや誤算の有無の確認をすることができず、不利益を被る可能性があること、③金融機関は業務として一定期間、取引経過を記録して保存していることが明らかであり、近時はコンピューター等による事務処理が採用されていることからすると、一般にこれを開示することが困難であるとはいえないということなどを根拠に、被控訴人は「預金者から取引経過の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなどの特段の事情のない限り、上記のような性質を有する預金契約に付随する義務として、信義則上、預金取引経過を開示すべき義務を負うものと解すべきである」とした。

また、預金契約者の共同相続人の一人が、被相続人の預金に関する取引経過の開示請求権を有するかという点については、①預金債権のような金銭債権は可分債権であるから、各相続人は相続の開始により相続分に応じた割合で預金債権を分割承継し、直ちに単独でこれを行行使することができる、②したがって、相続開始後は、各相続人はその相続分に応じ、それぞれ単独の預金者として金融機関に対し預金債権を有している、③そうすると、単独の預金者である各相続人は、金融機関に対し、(預金残高のみにとどまらず)自己の預金に関する取引経過の開示を求め権利を有し、銀行はこれを開示すべき契約上の義務を負う、④そして各相続人の有する預金に関する取引経過には、被相続人が預金者であった相続開始前の預金に関する取引経過が当然に含まれるから、結局、各相続人は、

金融機関に対し、被相続人名義の預金について取引経過の開示を求める請求権を有すると解すべきである旨判示し、第一審判決を取り消し、Xの請求を認めた。

これに対し、Yより上告。

【判旨】 上告棄却

「預金契約は、預金者が金融機関に金銭の保管を委託し、金融機関は預金者に同種、同額の金銭を返還する義務を負うことを内容とするものであるから、消費寄託の性質を有するものである。しかし、預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務（以下「委任事務等」という。）の性質を有するものも多く含まれている。委任契約や準委任契約においては、受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負うが（民法六四五条、六五六条）、これは、委任者にとって、委任事務等の処理状況を正確に把握するとともに、受任者の事務処理の適切さについて判断するためには、受任者から適宜上記報告を受けることが必要不可欠であるためと解される。このことは預金契約において金融機関が処理すべき事務についても同様であり、預金口座の取引経過は、預金契約に基づく金融機関の事務処理を反映したものであるから、預金者にとって、その開示を受けることが、預金の増減とその原因等について正確に把握するとともに、金融機関の事務処理の適切さについて判断するために必要不可欠であるということができらる。

したがって、金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負うと解するのが相当である。

そして、預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するにとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法二六四条、二五二条ただし書）というべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない。

上告人は、共同相続人の一人に被相続人名義の預金口座の取引経過を開示することが預金者のプライバシーを侵害し、金融機関の守秘義務に違反すると主張するが、開示の相手方が共同相続人にとどまる限り、そのような問題が生ずる余地はないというべきである。なお、開示請求の態様、開示を求める対象ないし範囲等によっては、預金口座の取引経過の開示請求が権利の濫用に当たり許されない場合があると考えられるが、被上告人の本訴請求について権利の濫用に当たるような事情はうかがわれない。」

【評釈】

一 はじめに

本判決は、共同相続をめぐる預金口座に関する金融機関の預金取引経過開示義務の負担につき、これを肯定した初めての最高裁判決である。⁽¹⁾

従来の金融実務においては、預金の「払い戻し」の場面において、一共同相続人の単独請求を拒否するのが慣行

とされていたが、下級審裁判例においては、むしろこれを肯定する判断が多かったとされる。⁽²⁾

これに対し、被相続人名義の預金債権が共同相続された場合に、当該預金債権の預金口座の取引経過の開示を共同相続人が金融機関に対して単独で請求しうるかという点に関しては、周知のとおり、下級審裁判例の判断は肯否分かれており、最高裁判所の判断が待たれていたところ、本判決はこの点に関する議論に（ひとまず）終止符を打ったという意味で、大きな意義を有する。

また、金融機関に認められる前記義務に対応した預金者の開示請求権につき、これが共同相続された場合には、預金契約上の地位に基づき、各相続人がこれを単独で行使しうることを最高裁として初めて肯定した点にも、本判決の意義が認められる（従来はその肯否に関する判断が争われていた）。

このように、本判決は、金融・相続実務において従来議論のあった点につき、一定の判断・指針を示したものであるとして大変興味深い。が、そもそも、預金者は金融機関に対して自己の預金口座の取引経過の開示を求める権利を有するかという問題（金融機関が預金取引経過開示義務を負担するかという問題、及びその法的根拠）、そして預金契約者の共同相続人の一人が被相続人の預金に関する取引経過の開示請求権を有するかという問題（一共同相続人による被相続人の預金取引経過の開示請求権とその行使方法・法的構成）についても、長らく議論があったところであり、今回本判決で示された判断については、結論の妥当性、（結論を導く）法的構成の面での妥当性を含め、検証の必要があるものといえる。

そこで、本稿では、上記の各問題に関連する従来の裁判例や学説を紹介・分析しながら、本判決の位置づけを相対的に把握するという作業に取り組み、ひいては、その妥当性や理論面での課題等につき検討・提言することとする。

る。

二 預金取引経過の開示請求に関し、金融機関の開示義務が問題とされた裁判例と

それに連なる本判決の位置づけ

1 従来の裁判例

ここではまず、預金者側が金融機関に対して預金取引経過の開示請求を求めた結果、その開示義務の有無自体が問題となった事案について紹介することとし、これらをもって本判決との対比に取り組むことにより、(従来の裁判例との関係で問題となる) 本判決の位置づけやその特徴を確認することとする。

最初に挙げられるのが、東京地判平成一四年八月三〇日(金融法務事情一六七八号六五頁)(以下、「①-1判決」とする)³⁾である。事案は、預金者の共同相続人の一人である原告が、被相続人の取引銀行に対して(被相続人の)預金取引経過の開示を求めたところ、当該銀行は他の共同相続人が開示に反対していることを理由に開示を拒否したため、原告が当該銀行を被告として預金取引経過の開示を求めたというものであった。裁判所は、i) 当該預金契約に関する総合口座取引規定及び定期預金規定には、被告が預金口座の取引明細を開示する旨の規定は存在しないこと、また、ii) 預金契約は消費寄託契約と解されるところ、消費寄託契約につきその種の義務を定めた規定は存在しないこと、iii) 銀行法等その他の法令をみても、原告が主張する義務を定めた規定は存在しないことなどを理由に、原告の請求を棄却した。また、その控訴審判決である東京高判平成一四年一二月四日(金融法務事情一六九三号八

六頁)(以下、「①・2判決」とする⁽⁴⁾)も、一審判決とほぼ同様の理由によって、控訴人たる原告の控訴を棄却している⁽⁵⁾。これらは一般に、金融機関の預金取引経過開示義務を否定したケースとして紹介・引用される⁽⁶⁾。

これに対し、金融機関の預金取引経過開示義務を肯定したケースとして紹介・引用されるのが、以下の二つのケースである。

まず、東京地判平成一五年八月二九日(判例時報一八四三号八五頁)(以下、「②判決」とする⁽⁷⁾)である。これは、共同相続人の一人が単独で、被相続人の取引銀行に対し、被相続人名義の預金に関する取引明細の開示を請求したところ、当該銀行が共同相続人全員の請求でなければ開示に応じられないとこれを拒絶したため、開示請求者が原告となり、当該銀行を被告として、取引履歴の開示を求めたという事案であるが、ここでは以下の二点、すなわち、「預金者は銀行に対し預金に関する取引履歴の開示請求権を有するか」「共同相続人の一人は被相続人の預金に関する取引履歴の開示請求権を取得するか」が問題となり、それぞれにつき以下のような判断が示された。まず前者については、今日における預金取引の实情に照らすと、その履歴の記録・開示することは銀行に対して困難を強いるものではなく、したがって預金者は銀行に対し記帳された取引の明細を開示するよう請求することができ、銀行はこれに応ずべき契約上の義務を負うべきであって、この義務は、明示の条項はないものの、預金契約の内容に照らし、預金契約に当然に付随する契約上の義務であると解される、という判断である⁽⁸⁾。また後者については、預金債権のような金銭債権は、分割債権の原則(民法四二七条)に従って各相続人が相続分に応じた割合で分割取得し、したがって、相続開始後は、各相続人がそれぞれ単独の預金者として銀行に対し預金債権を有しており、しかも、相続分の限度においては、各相続人は預金債権の包括承継人であり、被相続人の有していた契約

上の地位を一般的に承継取得したものとすべきである、そうすると、単独の預金者である各相続人は、銀行に対し、自己の預金に関する取引履歴の開示を求める権利を有し、銀行はこれを開示すべき契約上の義務を負うというのが相当である、そして、各相続人の有する預金に関する取引履歴は、被相続人の有していた預金に関する取引履歴そのものであるから、結局、各相続人は、銀行に対し、被相続人名義の預金につき取引履歴の開示を求める請求権を有することができる、などとして、原告の請求が一部認容されている。⁽⁹⁾

また、本判決にあるような相続の問題は絡まないものの、金融機関に対する預金取引経過開示義務が問題になった事例として、大阪高判平成一五年九月一八日（金融法務事情一九九三号八六頁）（以下、「③判決」とする）⁽¹⁰⁾がある。事案は、宗教法人の住職である代表者の罷免に際し、同法人が原告となり、罷免された代表者が取引銀行に開設した同法人（Ⅱ原告）名義の普通預金口座の出入金明細につき、当該銀行を被告としてこれを開示するよう求めたというものであるが、裁判所は、普通預金取引における預金の預入れ及び払戻しを消費寄託契約に基づくもの、そしてその他の取引については消費寄託契約に基づく預入れ及び払戻しと一体となった（準）委任契約に基づく事務としての性質を有するものと分析し、その結果、預金の取引経過は、各種の契約内容ないし契約の結果そのものであるから、預金者から過去の取引経過の報告を求められた場合、銀行において、これを（準）委任契約に係る部分のみを抽出して民法六四五条に基づく報告を行い、それ以外の部分は報告を拒否することにつき正当な利益を有するということは通常考えられないものとし、従って、これらの事情を総合すると、預金者が入出金の明細等について情報の開示を求めた場合、金融機関は、預金契約に付随する義務として、出納事務に限らず、その取引の全体について開示すべき義務があると解するのが相当などとし、第一審で請求が棄却された原告（控訴人）の控訴を認

容している。

2 前記裁判例との流れでみる本判決の位置づけ

さて、前記の裁判例を踏まえ、本判決に目を転じてみたい。

本判決によれば、金融機関が預金取引経過開示義務を負担しているというべきかにつき、これを積極的に捉え、さらに、その法的根拠を、預金契約が含有する（準）委任的要素に求めている。つまり、ここでは、預金契約の法的性質が消費寄託と委任の一種という混合契約として分析的に把握され、その限りで、預金契約には民法上の委任に関する規定が適用されるところ、金融機関が預金者に対してその取引経過を開示するという行為は、まさに委任契約における受任者の報告義務に準えることができる、という理解が示されているのである。

このように、預金契約を寄託と委任の混合契約として把握したうえで、委任規定（ここでは受任者の報告義務を定める民法六四五条、六五六条）の適用可能性を探るといふ方向性から金融機関の預金取引経過開示義務の負担の有無について判断するという解釈手法の萌芽は、先に確認した①・②判決や③判決にも見られたところであったが、それらの判決では、この点に関する具体的内容が今ひとつはつきりと示されていない⁽¹⁾であった⁽¹⁾。

これに対し、本判決は、判決文でこの点を明確に示したという点で、金融機関の預金取引経過開示義務の有無をめぐって争われた従前の裁判例における判断と比し、その法的根拠について一歩踏み込んだ判断を示したものと見えることが明らかであろう。そして、このように、本判決が開示義務の法的根拠を明確にした点は、法的安定性という観点からは積極的に評価しうるものと考ええる。

次章では、本判決が金融機関の預金取引経過開示義務を肯定するという結論を採ったこと、及び前述のような法的根拠を採用したことの当否について、検討することとしたい。

三 金融機関の預金取引経過開示義務負担の有無（是非）とその法的根拠について

1 開示義務負担の有無（是非）及びその法的根拠に関する学説と本件判決の構成

金融機関が預金取引経過開示義務を負担するか否かという点については、裁判例上、いわゆる否定説と肯定説が対立しており（本稿「二」参照）、学説においてもそのような対立を反映するように議論がなされてきた。

否定説は、通常、金融機関の開示義務を認める預金取引上の規定が存在しないこと、また、法令上も、そのような義務を認めるに足りるだけの十分な根拠を有する規定が存しないことを根拠としている。これらは、先述のとおり、①1判決及び①2判決で見られたところでもあり、その根拠は、銀行—預金者間の預金取引を、原則として消費寄託契約であると把握する理解に基づくものであった。⁽¹³⁾ すなわち、（消費）寄託契約においては、消費貸借契約の規定が準用されるところ（民法六六六条）、金銭消費貸借契約に関しては、貸主から借主に対する取引経過明細の開示を認める法令上の根拠が存しないということである。

これに対し、肯定説は、その根拠の相違により、二つに大別することができる。

一つは、金融機関の預金取引経過開示義務を契約上の付随義務と構成し、その根拠を信義則（民法一条二項）に求める考え方であって、前に述べたところで言えば、②判決や本判決の原審に見られるものである。

もう一つは、預金取引に（準）委任契約的な要素を読み込み、これをもって委任契約上の報告義務（民法六四五条、六五六条）として開示義務を導出する考え方である。

そして、本判決は、まさにこの委任構成による肯定説を採用している。

2 結論の妥当性及び法的構成についての検討

前述のとおり、本判決は、預金契約が有する（準）委任契約的要素を根拠に、金融機関の預金取引経過開示義務を肯定するものであるが、では、どのような考え方が支持されるべきであろうか。

近時の学説の趨勢ということでは、少なくとも普通預金については、委任契約の規定を類推することによって金融機関の預金取引経過開示義務を肯定する見解が多数である。¹⁴ ②判決が指摘するように、今日の銀行（金融機関）における預金取引の現状に鑑みるなら、開示義務を原則として否定する見解は結論的に賛成しがたく、また理論的にも硬直しており、支持できないと考える。

では、肯定説に立つとして、預金取引経過開示義務を預金取引に含まれる委任契約の要素から導出する本判決のような見解については、どのように評価すべきか。

本判決がこの開示義務を認める際に採った具体的なアプローチの仕方は、預金契約に内在する（準）委任事務行為（Ⅱ（準）委任事務的要素）を例示するというかたちで預金契約を（準）委任契約に準えるというものであるが、このような判断手法は、預金契約から上記義務を導くにあたっては極めて自然かつ説得的な方法と思われる、また、その結論においても妥当であって、高く評価できるものと考えられよう。

ただし、このような委任構成にも考慮すべき点がないわけではない。

一つは、委任契約に基づく報告義務の程度が軽減される可能性についてである。委任契約における報告義務は、同契約によって受任者に課された善管注意義務に由来するものであることは知られたところであるが、この善管注意義務は、有償委任・無償委任の別なく受任者に対して課されるものであり、無償委任において受任者が善管注意義務を負うことこそが委任契約の特徴であることもよく知られている。しかし、その一方で、實際上、有償委任が幅広く履踐されている今日においては、無償委任のケースでは、有償委任の場合と比してその義務の程度が軽減されるべきことが説かれているのであって、預金取引が無償委任であること、そして金融機関が負っている諸事務の煩雑さなどを考慮に入れるならば、この点は無視できないものと思われる。

また、委任構成について厳格な理解をし、委任者の死亡によって契約が終了するという民法六五三条に従うならば、本判決においてみられるような「預金取引経過開示義務の相続」という構成を採ること自体困難になることは否定できないであろう。そこで、この問題をクリアするには、例えば、ドイツ民法(BGB)の規定に倣い、「委任者の死亡」は原則として委任の終了原因にならないとする解釈を指向することが考えられる⁽¹⁷⁾。

さらに、預金契約は常に(準)委任的要素(行為)を含むものとみてよいかという点にも問題がある。例えば、定期預金契約は、預入と解約以外はほとんど動きのない取引であるから、委任の要素を読み込むことが困難なのではないか——その限りで、本判決におけるような判断は、必ずしも預金取引全般に及ぼしてよいかについては検討の余地があるのではないか——という指摘がそれである⁽¹⁸⁾。これに対しては、最近の定期預金はほとんどが普通預金と連結した取引となっていることから、定期預金でも委任の要素を読み込むことができるという見方もあるが、委

任契約の要素を読み込むことの困難な預金取引もあり得ることは、やはり否定できないであろう。従って、そのような場合には、付随義務構成を持ち出すほかないものと考えられる。²⁰⁾

四 相続人による被相続人の預金取引経過の開示請求権とその行使方法(法的構成)について

1 開示請求権の行使方法に関する見解と本判決の構成

さて、相続人による被相続人の預金取引経過開示請求権の行使方法についても検討しておきたい。

一 相続人がこの請求権を単独で行使しうるか否かについては、これを否定する見解(単独行使否定説)と肯定する見解(単独行使肯定説)に分かれる。

単独行使否定説に立つ裁判例によれば、i)預金口座の取引経過明細の開示を受け得る地位は、預金者(預金契約当事者)としての地位に由来するものである、ii)このような地位は、一個の預金契約ごとに一個であってこれを可分のものとして観念することはできない、iii)従って、預金者を被相続人とする共同相続人の一人は、いまだ遺産分割等が行われていない段階においては、単独でその地位を取得するに至らない(よってまた、そのような相続人は、単独で銀行に対しその開示を請求したとしても、銀行がこれに応じない場合は強制的にその開示をなさしめることはできない)、というような論理構成を採用している。²¹⁾

これに対し、一相続人が預金取引経過開示請求権を単独で行使しうるとする見解は、その論理構成により、さらに二つの見解に分けることができる。

一つは、本件の原審判決が採用したように、預金債権が共同相続によって分割承継され、従って、各相続人に帰属した預金債権の単独行使が認められることの当然の帰結として、預金取引経過開示請求権の単独行使を認める見解である。

もう一つは、本判決で示されたように、預金債権の帰属とは別個に、預金契約上の地位が共同相続人全員に準共有されているという状態を觀念し、取引経過開示請求権については、共有財産の保存行為としてこれを単独で行使しうることを認める見解である。

本判決が示したこのような構成——すなわち、相続の対象を預金債権と預金契約上の地位とに明確に分けて論じ、後者の承継の形態を特に準共有であるとし、また、この地位に基づく開示請求権の行使を保存行為にあたと解する構成——は、これまで単独行使を肯定した判決とはその論理において異なるという点で、本判決の大きな特徴であるということができよう。

2 法的構成及び結論の妥当性

そこで、ここでも、本判決が採った法的構成及び結論の妥当性につき検討してみたい。

被相続人の預金取引経過につき、金融機関に対してその開示請求がなされる場面を想定すると、結論としては、共同相続人の一人が単独で開示請求をなすことが認められるべき（共同相続人各自には、被相続人が生前どのような取引経過を辿っていたかにつき各々知る権利が保障されるべき）であると考えられ、その意味で、これを肯定する本判決の判断は、結論上妥当であるように思われる。

また、その結論を導く際の法的構成についても、被相続人の預金契約上の地位が共同相続人に準共有（民法二六四条）され、開示請求権の行使は保存行為（民法二五二条ただし書き）にあたるという論理は、一見したところ無理がない。⁽²²⁾

この点を検証するにあたっては、本判決とは異なる論理構成で同様の結論を導く原審判決との比較という方法が有用であろうが、すでに他でも指摘がなされているように、原審判決のような構成を採る限り、預金債権が相続されるという場面においては、その帰属が確定するまで共同相続人（の一人）は開示請求をすることができないという帰結に至るのであり、⁽²³⁾ そのような不都合性に鑑みても、本判決が採った構成自体は支持できるものと考えられる。⁽²⁴⁾

五 むすびに代えて——本判決の射程、残された検討課題への言及も含めて——

以上の検討・考察を踏まえ、最後に、本判決についての総括にあらためて取り組みたい。

本稿冒頭でも確認したとおり、本判決の意義は、共同相続をめぐる預金口座に関し、金融機関が預金取引経過開示義務を負担するかという問題、及びこの開示義務に対応した預金者の開示請求権が共同相続された場合に、預金契約上の地位に基づいて各相続人がこれを単独で行使しうるかという問題につき、これを最高裁として初めて肯定した点にあった。

学説上は前述の開示義務を肯定する見解が多数を占めていたとはいえ、下級審裁判例では従来その肯否が分かれていた点からすると、預金取引の現状を踏まえ、最高裁判所がその法的根拠を明確にしたうえではっきりと決着を

つけたという点で、積極的な評価をすることができよう。ただし、法的根拠の内容については、先にも示したとおり、未だ検討の余地を残しているといえる。

また、預金債権が共同相続された場合、預金契約上の地位に基づいて各相続人がその取引経過開示請求を単独で金融機関に行使するという点についても、結論において妥当であったと評価しえよう。

その他、本判決においては、預金取引経過の開示請求が権利濫用にあたる場合があり得ることが指摘されているが、その具体的なケースには言及がなされていないため、ここにどのようなケースが当てはまりうるかという点（開示請求の範囲・限界の問題）については、今後新たな判断が示される（つけ加えられる）可能性があるろう。また、預金取引経過の開示請求を認めた場合、金融機関の守秘義務違反（あるいは預金者のプライバシーの侵害）にあたりうる場合があるのではないか、あるとしたらどのような場合がそれにあたるかという点も、今後に残された検討課題といえる。

なお、本件事案は被告が信用金庫のケースであったが、本判決の判示内容を見る限り、これは預金取引を扱う金融機関全般に及びうるものであって、その限りで、本判決が金融実務に与える影響は少なくないものと思われる。

- (1) 本判決の評釈としては、すでに、関沢正彦・旬刊金融法務事情一八六五号六頁、塩崎勤・民事法情報二七四号四五頁、清水恵介・金融・商事判例一三二一号一九四頁、遠藤曜子・金融・商事判例一三二二号二〇頁、吉永一行・法学セミナー六五七号一—四頁、水野貴浩・判例タイムズ一二九八号七八頁、堂園昇平・旬刊金融法務事情一八七六号七頁、村重慶一・戸籍時報六四九号七一頁、渡辺達徳・判例セレクト二〇〇九（法学教室三五三号別冊付録 二〇頁、野村豊弘・ジュリスト臨時増刊一三九八号（平成二一年度重要判例解説 九五頁、福井修・金融・商事判例一三三三六号二六頁、吉田光碩・私法判例リマックス四〇号（二

〇一〇(上)三四頁、森永淑子・福岡大学法学論叢五四卷四号三三七頁がある。また、本判決について扱ったものとして、淺生重機ほか(座談会)預金者の取引経過開示請求権に係る最高裁判決が実務に及ぼす影響」旬刊金融法務事情一八七一号五頁がある。

(2) 「最高裁判例速報」金融・商事判例一三〇九号六三頁〔編集部コメント〕。

(3) 判例評釈として、浅井弘章・銀行法務二増刊六三〇号(ダイジェスト金融商事重要判例平成一五年版)四四頁、芹沢俊明・判例タイムズ臨時増刊一一五四号(平成一五年度主要民事判例解説)七二頁がある。

(4) 判例評釈として、淺生重機・民事法情報二一〇号七三頁、同・旬刊金融法務事情一七〇〇号七三頁がある。

(5) ただし、同判決は続けて、「実際の預金関係実務ないし預金取引の実態においては、単に金員の預入れ(寄託)とその払戻し(返還)が単発的に行われるにとどまらず、預入れと払戻しの反復、給料等の振込み、公共料金の振替送金、重要な財産上の取引の決済等が行われており、むしろ、これらの点からすると、預金契約関係は、委任ないし準委任類似の契約関係を含む場合もあると見る余地も皆無とはいえず、個々の事案の具体的な取引ないし契約内容いかん(ただし、本件においてはその点の具体的な立証がない。)によっては、その法的性質がすべて純然たる消費寄託契約関係にとどまるものというべきか、全く疑義が残らない場合ばかりではないといえよう」とし、さらに、銀行は一般に通帳記入等の方法によって預金取引経過開示の開示を行っており、被控訴人(被告銀行)も同様の扱いをしていることは認めている。

(6) さらに、この事件の上告審である最三小法平成一七年五月二〇日(金融法務事情一七五一号四三頁)は、「民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法三二二条一項又は二項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない」「本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法三二二条一項により受理すべきものとは認められない」として、上告人である原告の上告を棄却し、上告受理申立てについて不受理とした。

(7) 判例評釈として、伊藤進・判例時報一八六一号一八二頁、片山健・判例タイムズ臨時増刊一一八四号(平成一六年度主要民事判例解説)五八頁、吉田光碩・金融判例研究一四号(旬刊金融法務事情一七一六号)一五頁、谷本誠司・銀行法務二一三二二五頁、淺生重機・旬刊金融法務事情一七〇〇号七三頁、三澤充・金融・商事判例二二二二二二頁がある。

(8) なお、同判決は、その他にも、通帳等の紛失等何らかの事情で通帳等により取引履歴を確認することができない預金者が、銀

行に対し取引履歴の開示を求めた場合にも、銀行は可能な限度において取引履歴を開示すべき義務を負うものと解するのが相当であるとし、さらに、この請求は、複数の預金口座がある場合には各口座ごとに行うことができるものというべきであり、預金者がすべての預金口座の取引履歴の開示を求めたときは、銀行は各口座ごとに取引履歴を開示すべきである、ともしている。

(9) ただし、同判決で請求が認容されたのは、取引履歴の開示を求める部分のみであった。その他、不法行為に基づく損害賠償請求もなされていたが、その部分については理由がないものとして棄却されている。

(10) 判例評釈として、浅生重機・旬刊金融法務事情一七〇〇号七三頁、仁瓶善太郎・金融・商事判例一三一一号二〇六頁がある。

(11) すなわち、①②判決は、結論において金融機関が預金取引経過義務を負うことを否定しながら、傍論で「預金契約関係は、委任ないし準委任の類似的契約関係を含む場合もあると見る余地も皆無とはいえない」とし、また、大阪地裁判決は、普通預金取引の法的構成を消費寄託契約と（準）委任契約の混合契約であるとしながらも、その取引経過の開示義務については「預金契約に付随する義務として」認める」と判示していたのである。

(12) なお、本判決が採用したこのような解釈手法——すなわち、i)当該契約全体につき、まずは法性決定（どのような性質を有する契約であるか）をするための分析に取り組み、ii)次に、そこで決定された法的性質に従って民法上の該当規定を探索し、iii)探索された規定を適用すべく、解釈の出発点に据え、iv)実際にその規定を当該契約に適用しうるかどうか具体的に検討する、という手法——については、最二小判平成二〇年七月四日裁判集民事二二八号四四三頁（フランチャイズ・チェーン運営者の加盟店に対する報告義務が問題となった事案）でも採られたものであることが指摘されている。同判決についての判例評釈である、山本豊・私法判例リマックス四〇号四三頁以下参照。

(13) ただし、この見解も、普通預金取引以外の取引（例えば、定期預金取引等）については委任の要素を含みうることを必ずしも否定するわけではなく、このような理解は、③判決の判示においても見られる。

(14) 例えば、浅生・前掲注（7）（10）八〇頁、吉野内謙志「取引開示義務をめぐる裁判例と問題点」判例タイムズ一二四八号五一頁、吉田・前掲注（1）三五頁等。

(15) 幾代通「広中俊雄編『新版注釈民法（一六）』（有斐閣、一九八八年）二二七頁〔明石三郎〕」。

(16) 我妻栄「債権各論申卷二（民法講義V3）」（岩波書店、一九六二年）六五九頁以下、同六七頁以下、幾代「広中編・前掲注（15）二二二頁以下〔中川高男〕等」。

- (17) BGB §672 [Tod oder Geschäftsunfähigkeit des Auftraggebers]: Der Auftrag erlischt im Zweifel nicht durch den Tod oder den Eintritt der Geschäftsunfähigkeit des Auftraggebers.
ドイツ民法 (BGB) 六七二条 (委任者の死亡または行為能力の喪失) 第一文: 委任は、特段の合意なき限りは、委任者の死亡または行為能力の喪失によって消滅しない。
このドイツ民法の規定の内容を紹介するものとして、幾代 II 広中編・前掲注 (15) 二九三頁 [明石三郎]。
- (18) 浅生ほか・前掲注 (1) 一〇頁 [三上徹発言]。
- (19) 前掲注 (18) で紹介した三上氏の発言に対する、浅生重機教授の見解である。浅生ほか・前掲注 (1) 一〇頁参照。
- (20) その点で、金融機関が負担する預金取引経過開示義務の法的根拠としては、まずは原則として委任構成に拠るべきであるものの、この構成を採用できない事情がある場合には付随義務構成によるほかないものといえ、またこのような考え方はやむを得ないものといえよう。すなわち、預金契約の内容・性質に鑑みるならば、金融機関が負担する前記義務については、これを預金契約の「付随義務」とすることもあながち無理な解釈とはいえないだろうということである (開示義務は、預金契約本体からはそれほどかけ離れていない義務であるといえる)。これに対し、例えば最三小判平成一七年七月一九日民集五九卷六号一七八三頁で問題となったような貸金業者の債務者に対する取引履歴開示義務などは、まさに「信義則」を媒介としなければ認められない類の「付随義務」であり (通常の金銭消費貸借契約であれば、貸主に開示義務を認める必要性はあまりないものといえる)、従って、「付随義務」という同じ文言が用いられていながらも、両者の間には大きな違いが存在するものと考ええる (この点を指摘するものとして、浅生ほか・前掲注 (1) 八頁以下 [潮見佳男発言])。
- (21) 先に紹介した、①②判決による判示内容である。
- (22) なお、民法二五二条ただし書きにいう「保存行為」は、一般に、共有者 (全員) の利益を保持するための財産管理行為 (財産の現状維持行為) を指すのに対し、本事案におけるような預金取引経過の開示は、預金債権の共同相続人が自己の利益を保持・確保するために行われうるといって、必ずしもこの意味における保存行為にあたらぬのではないかという疑問がないわけではない (吉田・前掲注 (1) 三七頁も同旨の指摘を行う)。しかし、預金取引経過の開示は、あくまでも財産の現状を確認するために行われる行為にすぎないものであると解せば、このような疑問はクリアできるであろう。
- (23) 渡辺・前掲注 (1) 二〇頁、野村・前掲注 (1) 九六頁等参照。

(24) ただし、預金契約上の「地位」が共同相続人に「準共有」されるといふ説明に議論の余地がありうることは、否定できない。すなわち、本判決によれば、一方では預金債権の帰属について分割債権であるとしながら、他方では預金契約上の地位について準共有という形態を認めているのであるが、このように両者を分けて考えてもよいのか、両者を分けて考えることから生ずる問題は存しないかという点（預金債権については相続をしない者が、金融機関に対し取引経過の開示を行いうるといふ結論を認めてよいのか）については、さらに検討の余地があるように思われる。このような指摘をするものとして、吉田・前掲注（1）三七頁。また、両者を分けて考えることを積極的に指向する見解として、浅生ほか・前掲注（1）一九頁（浅生重機発言）。